

◎建設業法違反の下記業者について、2ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

### 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：長野日本無線株式会社  
業者の住所：長野県長野市稲里町1163
- 指名停止措置期間：令和元年12月20日～令和2年2月19日  
(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要  
本件は、長野日本無線株式会社が、平成30年3月31日を基準とする経営事項審査等において、実際には技術者要件を満たさない者を技術職員名簿に記載して提出し、経営事項審査を取得した。また、当該経営事項審査をもって長野県建設工事入札参加資格を取得した。  
これらのことが建設業法第28条第1項第2号に違反するとして、令和元年8月22日、長野県知事から指示処分を受けた。
- 指名停止措置理由  
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

#### <指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
13 (建設業法違反行為) 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331  
総務部契約課長 星原 隆（内線 2511）  
（契約課直通：TEL092-476-3509）  
港湾空港関係  
総務部契約管理官 高橋 浩司（内線 290）  
（経理調達課直通：TEL092-418-3345）